

23初児生第2号
雇児総発0401第4号
平成23年4月1日

各 { 都道府県教育委員会担当課長
指定都市教育委員会担当課長
都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた地方公共団体の長 } 殿

各 { 都道府県
指定都市
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部（局）長 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援について

今般の東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援に関してご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、被災地における子どもの状況把握や学校再開に向けた取組が行われるとともに、被災地から避難している子どもを受け入れる地方公共団体においては子どもの転校手続き等が進められているところですが、下記に留意の上、児童相談所と教育委員会が連携を図り震災孤児の把握や支援に努めて頂きますようお願いいたします。

記

1 児童相談所における取組

(1) 被災地の児童相談所における取組

被災地の児童相談所では、避難所等を訪問して孤児となった子どもの把握に努めているところですが、引き続き把握に努めて頂きますようお願いいたします。

また、親族等によって養育を受ける場合であっても、養育や生活に関する助言や未成年後見人の選任に関する助言等、児童相談所のかかわりが必要となるので把握していただきますようお願いいたします。

(2) 上記以外の児童相談所における取組

被災地から避難している子どもに関して、養育や生活に関する相談等において孤児であることが判明することもありますので、その場合には相談ニーズを適切に把握するとともに、児童相談所のかかわりが必要であることは上記(1)と同様です。

2 教育委員会等における取組

(1) 被災地の教育委員会等における取組

被災地の学校、保育所では、子ども達の安否確認を行うとともに再開に向けた準備が始められているところですが、これらの取組において孤児となった子ども達を把握した場合には、管轄する児童相談所に適切に連絡していただきますようお願いいたします。

(2) 上記以外の教育委員会等における取組

被災地から避難している子ども達に関して諸手続きに係る事務を行った際に、親族に引き取られた孤児であること等が判明した場合には、現住地を管轄する児童相談所に適切に連絡していただきますようお願いいたします。

3 児童相談所及び教育委員会等における取組

(1) 相談窓口の周知

被災した子どもたちに関しての児童相談所及び教育委員会等における相談窓口について住民に周知していただきますようお願いいたします。

(2) 情報の共有

震災孤児に対してきめ細やかな対応を行うため、児童相談所において集約された情報に関して、教育委員会等とも情報共有が適切に行われるようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあつては所管の私立学校に対して、都道府県・指定都市・児童相談所設置市の児童福祉主管部（局）にあつては、児童相談所及び市町村に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

また、保育関係団体等にもこの趣旨について周知されるようお願いいたします。

本件連絡先

【教育関係】

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課企画係

(電話) 03-6734-3054

【福祉関係】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

総務課児童相談係

(電話) 03-3595-2166